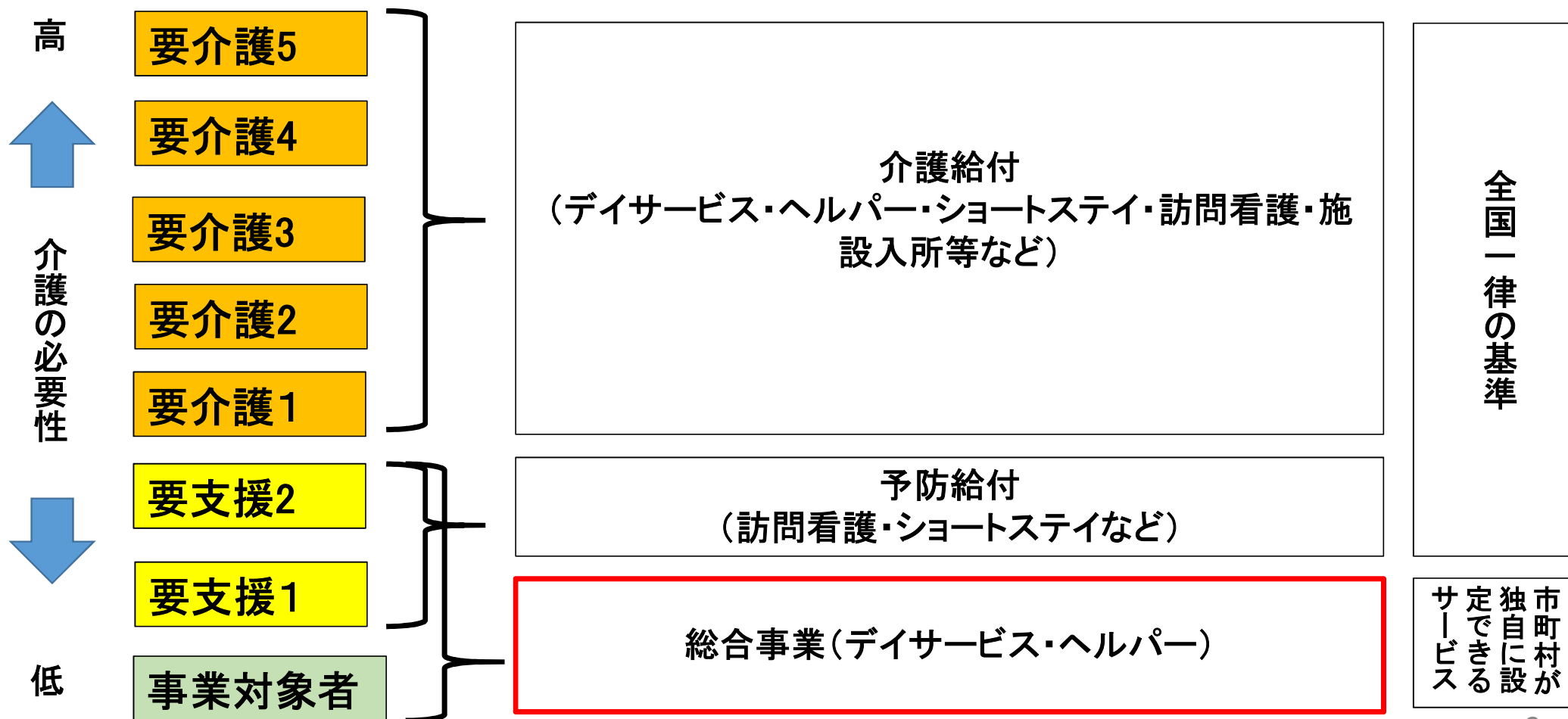


「令和5年度における介護 予防事業 短期介護予防 サービス」事業所説明会

令和5年度におけるあんしん介護予防事業 短期介護予防サービスの変更について

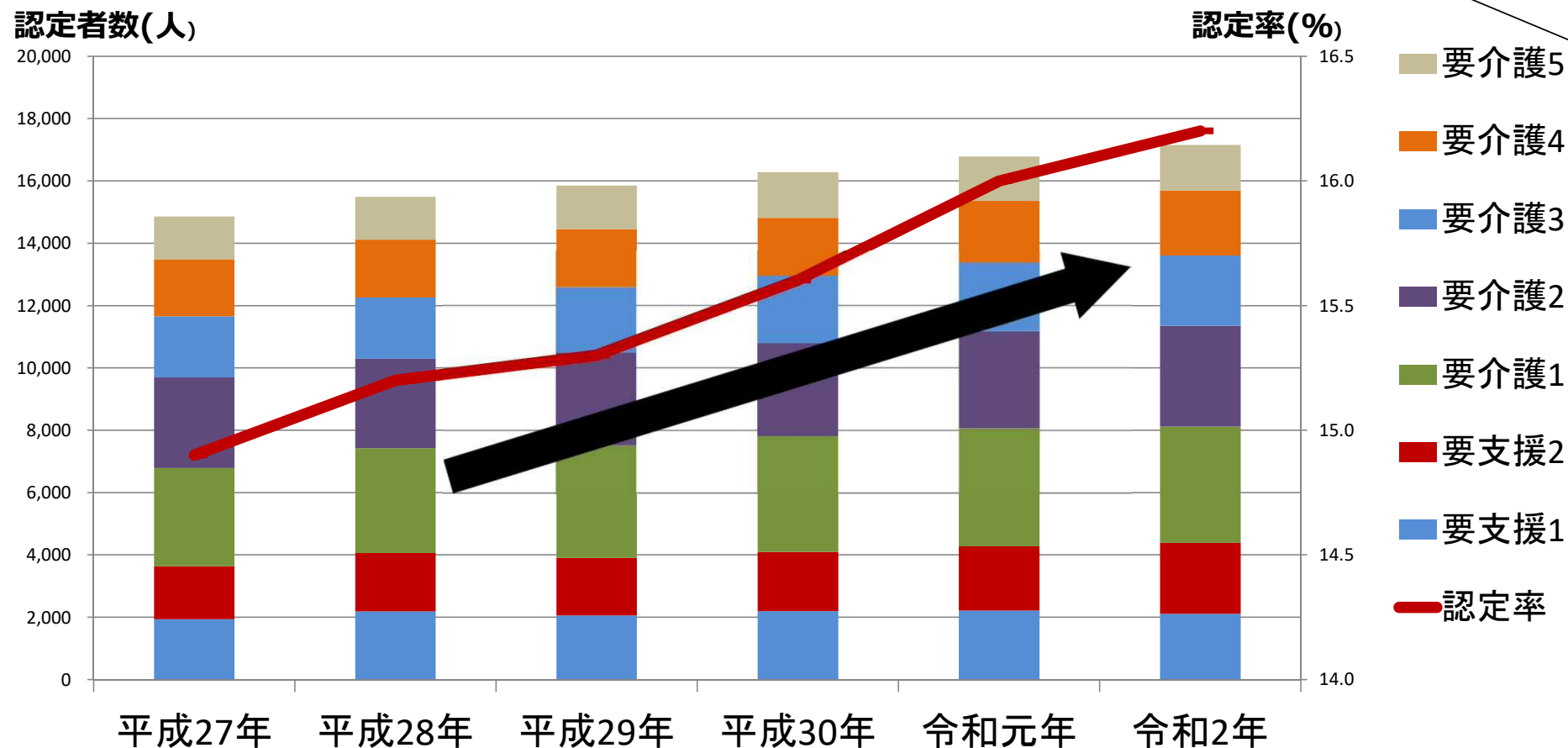
一宮市福祉部高年福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業とは



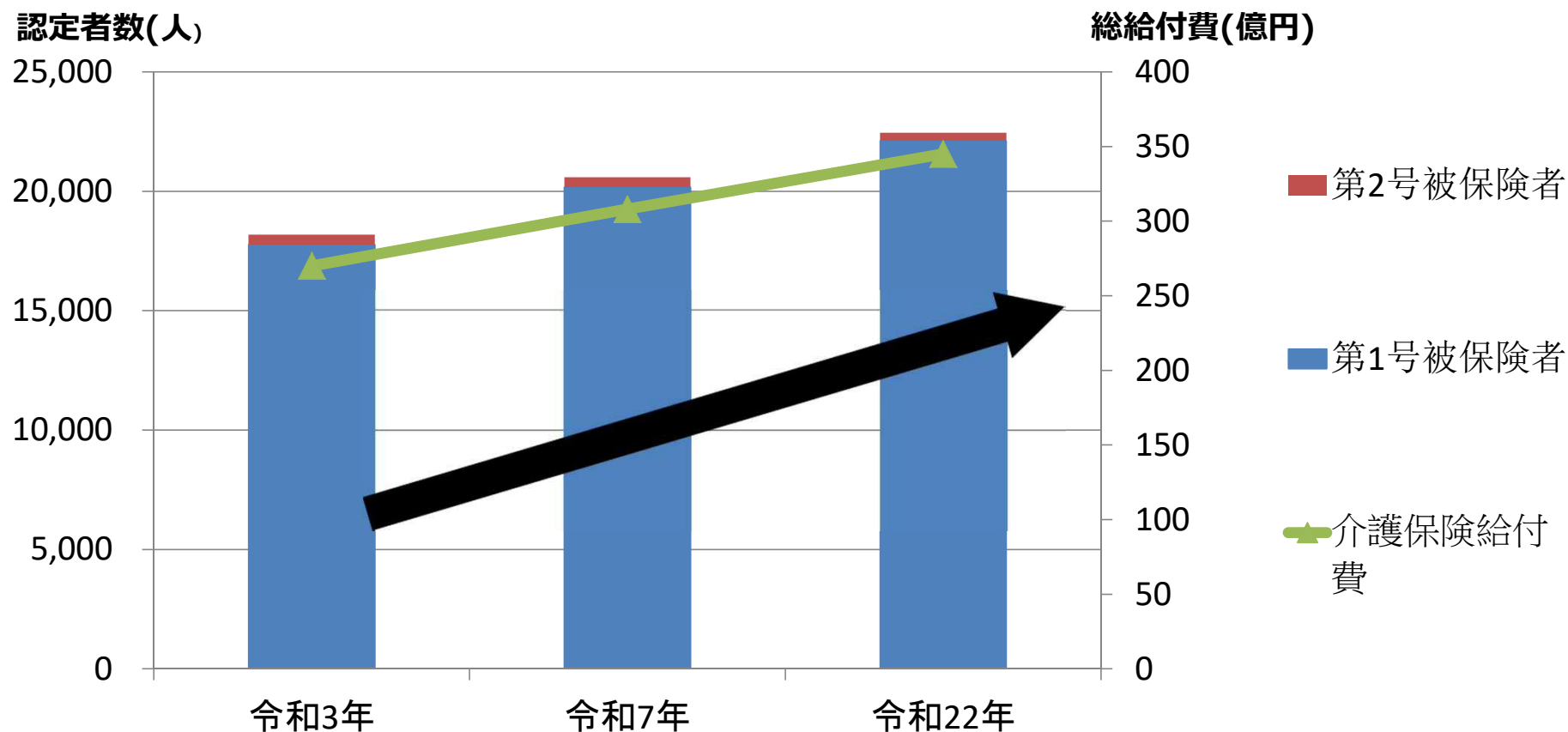
一宮市の要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移

要支援・要介護者の増加



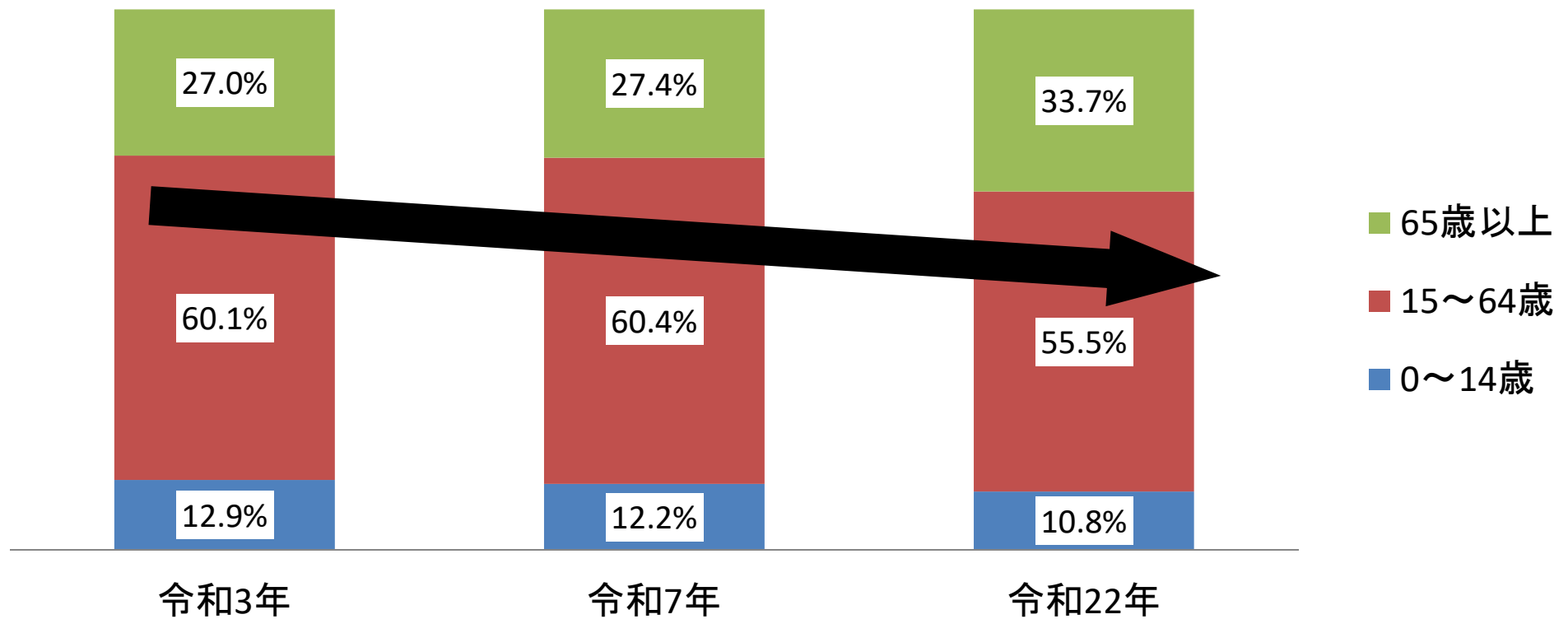
一宮市の 要介護認定者数、1年間の総給付費の推移予測

財政的な不足



一宮市の年齢3区分別（人口推計）

人的な不足



・働き手（15～64歳）の減少

一宮市あんしん介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に係る方向性

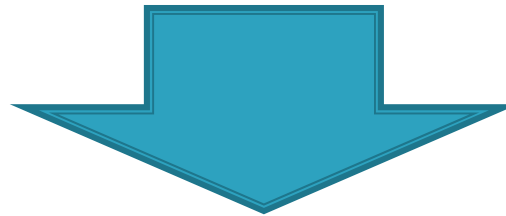
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるように、自身の能力を最大限に活かしながら自立支援・重症化防止に向けた支援を行う。

→生活機能の向上を目指し、質の高いサービスを提供する。特に介護度が軽度な要支援1の方や事業対象者については、漫然としたサービスの利用をなくし、サービスの利用は目標と期間を設定する。

→サービスが終了した際は、継続して自分らしい生活を送ることができるように地域の通いの場に繋げていく。

これまでのケアマネジメント 【お世話型ケアマネジメント】

- ▶ 本人が『**できないこと**』を**補う**形でのサービス利用
- ▶ 介護保険サービスを利用する『**型**』にあてはめたプラン



さらに介護が必要な暮らし

これからのケアマネジメント 【自立支援型ケアマネジメント】

- ▶ 本人が**主体的**に取り組むことができる
- ▶ 「していること」「やりたいこと」「していたこと」に目を向ける



元のふつうの暮らし

令和5月9月まで

現行のサービスC
(短期予防通所サービス)

R5.9月で廃止

健脚ころばん塾

栄養改善教室

お口の健康づくり教室

脳の健康教室

項目ごとなので、
集中して学習。
一方で、生活への
密着まで目が届き
にくい。

短期予防訪問サービス

いきいき訪問

(理学療法士、作業療法士、柔道整復師、管理栄養士、
歯科衛生士)

教室ごとで、それぞれに助言。本人の興味のある
項目しか助言を受けることができない。

令和5年10月以降

これからのサービスC(短期介護予防サービス)

短期介護予防サービス

転倒予防、フレイル予防、オーラルフレイル予
防、認知症予防など
専門職の家庭訪問で本人の「やりたい！」を
教室内のプログラムに反映、教室内で体験、
今後の生活に活かすことができる。

短期予防訪問サービス

いきいき訪問

運動に特化した内容に変更

(理学療法士、作業療法士、柔道整復師)

一体的に行うため、教室内の会話から情報をキャッチ。
本人の興味のないことでも、情報として耳に入りやすい。
いきいき訪問では、外出への足掛かりをサポート。外出
できるようになったら、短期介護予防サービスへ。

通所サービス

短期介護予防サービスについて

短期介護予防サービス(通所サービスC)の目的

高齢者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護の専門職が通所と訪問を組み合わせたサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の生活機能の維持・改善を図る。

更にはサービス終了後においても、地域の通いの場への参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができるように支援を行う。

※要支援1及び事業対象者の新規認定者のうち、通所サービスを利用する場合は、原則短期介護予防サービスの利用とする。

令和5年10月1日～

短期介護予防サービス(通所サービスC)

目指すべき方向

リハビリテーション等専門職の関わり

事業対象者
要支援者・

短期介護予
防サービス

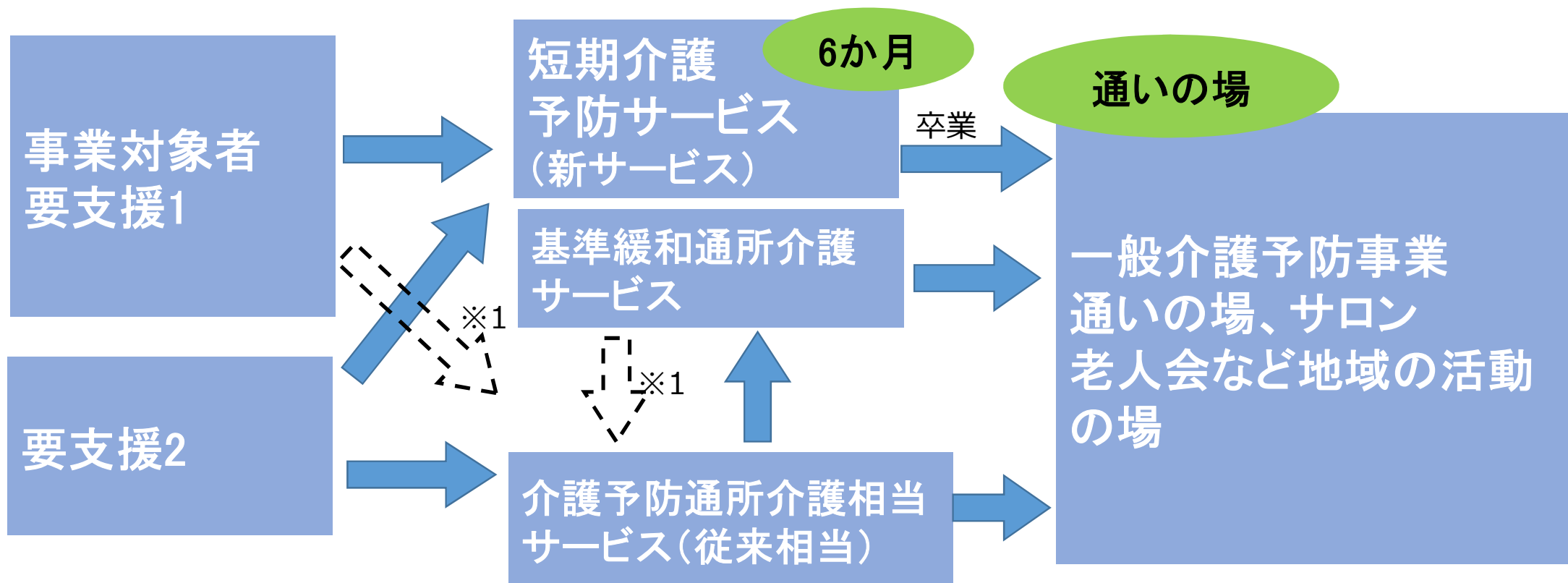
提供期間は1クール6か月

改善

もう一度、
その人らし
い生活を取
り戻す

自立した生活
通いの場

新規認定者が短期介護予防サービスを利用する場合の基本的な流れ



※1 特段の事情に限り、介護予防通所介護相当サービス(従来相当)を利用できる。(次ページ参照)

要支援1及び事業対象者で介護予防通所介護相当サービス(従来相当)を利用できる状態像の目安について

状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

状態像の 目安

- ①疾病により歩行に支障があり、外出の頻度が少なく、寝たり起きたりの生活で、送迎に本人が耐えられない方。
- ②日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられる方。
- ③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方。
- ④①～③以外で市が認める方。

基準

- ①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A2」以上
- ②主治医意見書に認知症と記載がある場合
- ③主治医意見書に、がん、指定難病、精神疾患(うつ等含む)の記載が確認できること。精神障害者保健福祉手帳を取得、あるいは、自立支援医療対象者の場合
- ④「理由書」を市へ提出し、市が介護予防通所介護相当サービス又は基準緩和通所介護サービスの利用を認めた場合。

短期介護予防サービスの概要

通所と訪問を組み合わせたり
リハビリテーションを中心としたサービス

1 通所

運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能の向上、認知症予防に関することを一体的に実施することで、利用者の生活機能の維持・改善を図る。

2 訪問(理学療法士など専門職による訪問)

生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整、さらにはセルフケア意識の定着や社会参加の促進を図る。

※プログラム内容は別に定める「一宮市短期介護予防プログラムマニュアル」を参考に実施すること。

短期介護予防サービスの流れ

〔 〕 内は短期介護予防サービス
受託者の業務内容

地域包括支援センター・
委託された居宅支援事
業所（介護予防ケアマネジメント）
・アセスメント
・ケアプラン原案作成

サービス担当者会議
（必要時）

事前アセスメント

個別サービス計画書の作成

短期介護予防サービスの
プログラムの実施

事後アセスメント及び評価

市へ実績報告・請求（毎月）、地域包括支援
センター等へサービス提供状況報告

地域包括支援センター・
委託された居宅支援事
業所（介護予防ケアマネジメント）
・評価

※アセスメント票等の各
様式は一宮市所定の様
式を使用する。

提供期間・回数・時間

利用者1人につき、提供期間は6か月(24回)とし、通所は原則6か月間(週1回)、訪問は1クール以内に必ず2回以上、最大3回まで実施できる。

訪問の提供は、短期介護予防サービスの利用が決定した日から終了する期間内であれば、いつ提供してもよい。

提供時間は、通所の場合は概ね120分、訪問の場合は60分程度とする。

※訪問については、経過措置を認めることを考えています。

再利用について

終了予定日から1年経過をした後、ケアマネジメントの結果、短期介護予防サービスの利用が必要であると判断された場合は、再利用できる。

サービス利用中に中断した場合について

利用者の都合により、利用者が短期介護予防サービスを中断した場合は、サービス提供期間の6か月の期間中であれば、中断後も継続して利用可。（例えば、4月からサービスを開始して、5月にケガにより中断。7月から再度利用した場合、9月まで利用可。）

※サービス利用中に要介護認定がついた場合は、利用を中止し、適切なサービスへの移行となります。

従事者の配置人数

通所 サービス提供従事員※1を以下の通り設置すること (人)

参加者人数	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 柔道整復師又は看護職	サービスに適した従事者 (介護職員)	合計
1～5	1	0	1
6～10	1	1	2
11～20	1	2	3

訪問 理学療法士又は作業療法士、柔道整復師 いずれか1人以上

※1 サービス提供従事員とは、サービス提供時間に専任で担当する者のことをいう。

◎従事者は、市が実施する研修会を受講し、必要時市が派遣する専門職の指導を受けること。

必要な設備

事業を安全に実施できる区画(1人あたり3m²×定員数)を設け、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えること。

※通所介護等の他事業と同一のスペースで実施する場合は、専用の区画を確保すること。

また、区画については、経過措置を認めることを考えています。
ご相談内容に応じて返答したいと思いますので、ご相談ください。

事業の実施形態

- ・短期介護予防サービスは、指定ではなく委託で実施
→委託事業者を公募して選定する。

委託で実施する理由

- ・市の方向性や理念を理解した事業者に短期介護予防サービスを提供してもらう必要があるため。

募集エリア

	募集エリア (包括支援センターごと)	担当地区
1	やすらぎ	神山・今伊勢町・奥町
2	コムネックスみづほ	葉栗・北方町・木曾川町
3	アウン	西成・浅井町
4	ちあき	向山・富士・丹陽町・千秋町
5	萩の里	大和町・萩原町
6	泰玄会	起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明
7	まちなか	宮西・貴船・大志

※各エリアの募集事業者数については、各圏域の短期介護予防サービスの想定利用者数を鑑みて決定するものとする。

※利用者は、担当エリア外の事業所を利用することは、原則不可。ただし、やむを得ない場合は、担当圏域外の事業所の利用を認めるものとする。

送迎

身体的その他の状況から、自力でのサービスの利用が困難な利用者について、送迎を実施する。

なお、担当エリア外の利用者を受け入れる場合においても、自力での参加が困難な利用者については、送迎を実施する。

委託料及び利用者負担

- ・委託料の支払いは、毎月払い。市へ委託料に係る請求書を必要書類とともに、提供月の翌月の10日までに提出する。（一宮市所定の様式を使用する。）
- ・利用者負担は無し。ただし、サービス提供に必要な実費については、利用者から支払いを受けることができる。

	単価
通所（送迎無）	4,000円
通所（送迎有/片道分）	4,500円
通所（送迎有/往復分）	5,000円
キャンセル料	500円

	単価
訪問	6,850円

委託料の支払い基準

- 事前にキャンセルが確認できた場合は、その利用者分の委託料の支払いは不可。
- 当日キャンセルとなった場合は、キャンセル料を支払う。
- 利用者が事業所の建物内に入りサービスが開始された場合、利用者の都合により途中で帰宅したとしても、委託料の支払いは可。

これまで

(お世話型ケアマネジメント)

- ▶ 週に1回、デイサービスだけで下肢筋力の強化をした。



- ▶ 筋力がついた。しかし、不安なため、一人で外出できなくなってしまった。

これから

(自立支援型ケアマネジメント)

- ▶ 短期介護予防サービスで運動、栄養、口腔機能向上、認知症予防などの複合プログラムを6か月受ける。理学療法士が訪問で家庭環境や目標にあった、体操や環境整備などについて指導。

- ▶ 実際にサロンまで歩くことを目標にリハビリをした。



- ▶ その結果、サロンまで一人で歩いていくことができ、切り絵を行うことができた。

ご質問はメールにてお願いいたします。

担当 一宮市福祉部高年福祉課

件名 「短期介護予防サービスについて」

メールアドレス:

kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp